

内閣委員会

内閣調査室

I 所管事項の動向

1 経済財政政策

(1) アベノミクス

2012（平成24）年12月に発足した第二次安倍内閣は、1990年代初頭のバブル崩壊以降、日本経済が低い経済成長に甘んじてきたとの認識の下、デフレからの脱却と持続的な経済成長の実現を目指した。そのため、「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」（いわゆるアベノミクス）を一体的に推進することとした。

第二次安倍政権は、当面の需要を喚起するとともに、持続的成長に貢献する分野に重点を置き、成長戦略へ橋渡しするため、大規模な経済対策を実施した。

図表 第二次安倍政権の経済対策

策定年月	経済対策	財政支出（事業規模）
2013年1月	日本経済再生に向けた緊急経済対策	約10.3兆円（約20.2兆円）
2013年12月	好循環実現のための経済対策	約5.5兆円（約18.6兆円）
2014年12月	地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策	約3.5兆円（約16兆円）
2016年8月	未来への投資を実現する経済対策	約13.5兆円（約28.1兆円）
2019年12月	安心と成長の未来を拓く総合経済対策	約13.2兆円（約26兆円）

（内閣府HP等を基に当室作成）

第二次安倍政権は、成長戦略の一環として、規制改革等を推進し、「世界で最もビジネスしやすい国」を目指した。その結果、我が国への対内直接投資は拡大したが、いまだに、OECD加盟国の平均（対名目GDP比）を大きく下回っている¹。

(2) 菅内閣から岸田内閣へ

2020（令和2）年9月に発足した菅内閣は、アベノミクスを継承していく方針を示した²。加えて、菅内閣は、「2050年カーボンニュートラルに向けたグリーン成長戦略」やデジタル化の推進等により、企業のイノベーションや投資を促し、労働生産性の向上による経済成長の実現を目指した³。

2021（令和3）年10月に発足した岸田内閣は、デフレからの脱却を成し遂げるとしつつ、新自由主義的な政策は、富める者と富まざる者との深刻な分断を生んだとの指摘があるとの認識を示した。その上で、成長戦略と分配戦略を車の両輪として、「新しい資本主義」の実現を目指すこととした。成長戦略としては、科学技術立国の実現や地方のデジタル化、経済安全保障等に取り組むこととした。また、分配戦略としては、働く人への分配機能の強化、中間層の拡大・少子化対策、看護・介護・保育従事者の収入増等に取り組むことと

¹ 「対日直接投資促進戦略」（令和3年6月2日対日直接投資推進会議決定）

² 菅内閣総理大臣記者会見（令和2年9月16日）

³ 「実行計画」（令和2年12月1日成長戦略会議）

した⁴。

2 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 新型インフルエンザA(H1N1)の発生と特措法⁵の制定

平成21年4月、アメリカやメキシコにおいて新型インフルエンザ患者が発生した。同年5月、日本においても最初の患者が確認された。新型インフルエンザは、平成21年から平成23年にかけて2度にわたり流行したが、その後は季節性インフルエンザとして取り扱うこととなった。

平成22年8月27日、新型インフルエンザ対策本部は、今回の新型インフルエンザ対策の経験等を踏まえ、高病原性の鳥由来新型インフルエンザが発生した場合に備え、必要に応じ法整備をすること等を確認した。これを受け、平成24年4月27日、特措法が可決・成立した。同法により、緊急事態宣言が発出された場合、都道府県知事は、外出自粛や施設の使用制限、催物の開催制限等を要請できることが規定された。

(2) 新型コロナウイルスの発生と特措法の令和2年改正

令和2年1月、日本において新型コロナウイルスの感染者が初めて確認された。政府は、当初、医療提供体制の確保や水際対策の強化等に取り組んでいたが、感染は更に拡大していった⁶。

国民の生命、健康や国民生活・国民経済に重大な影響を及ぼす感染拡大を防ぐための法制度としては特措法があったが、新型コロナウイルス感染症は特措法の対象となっていなかった。そこで、同年3月13日、特措法が改正⁷され、新型コロナウイルス感染症を暫定的に新型インフルエンザ等とみなすことにより、特措法の対象とすることとなった。

同年4月7日、特措法に基づき東京都など7都府県を対象に緊急事態宣言が発出され、同月16日、緊急事態宣言の対象区域は全国に拡大された。緊急事態宣言の対象区域においては外出や催物開催等の自粛要請等が行われ、人出が急減する中、新規陽性者数が減少したこと等を踏まえ、同年5月25日、緊急事態宣言は全ての都道府県において解除された。

(3) 特措法の令和3年改正

令和2年10月末以降、新規陽性者数が増加傾向となった。同年12月には首都圏を中心に新規陽性者や重症者の数が急増し、医療提供体制がひっ迫したことに伴い、令和3年1月7日、東京都など4都府県を対象に緊急事態宣言が発出された。

令和2年10月23日、分科会⁸は、飲酒を伴う懇親会、大人数や長時間に及ぶ飲食等によって感染リスクが高まるとして、これらを回避すること等を提言した⁹。こうした状況の下、

⁴ 第205回国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説（令和3年10月8日）

⁵ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）

⁶ 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」（令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部）

⁷ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和2年法律第4号）

⁸ 新型コロナウイルス感染症対策分科会

⁹ 「分科会から政府への提言 感染リスクが高まる「5つの場面」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ

令和3年1月7日に変更された基本的対処方針においては、飲食店に対する営業時間の短縮の要請を行うことが明記された。

他方、飲食店に対する営業時間短縮等の要請によって、経営状態が悪化する飲食店も少なくなかったため、要請に応じない飲食店もあった¹⁰。全国知事会は、事業者への要請の実効性を担保するため、違反した場合の罰則の創設や事業者に対する協力金などの支援を求めた¹¹。こうした状況の下、同年2月3日、特措法が改正された¹²。

図表 特措法の主な改正内容（令和3年改正）

- ・まん延防止等重点措置を創設し、緊急事態に至る前から、都道府県知事による事業者への営業時間変更等の要請及び命令を可能とすること
- ・まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の実施区域等において、正当な理由なく都道府県知事の要請及び命令に従わない場合には過料に処すること（緊急事態措置：30万円以下／まん延防止等重点措置：20万円以下）
- ・国及び地方公共団体は、事業者を支援するために財政上の措置等を講ずること

（当室作成）

なお、特措法の改正と同時に感染症法¹³の改正も行われ、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等感染症と位置付けることにより、恒常的に特措法の対象とした。

（4）変異株（デルタ株、オミクロン株）の広がりと感染状況

令和3年1月に緊急事態宣言が発出されて以降、区域や期間の変更を伴いながら、緊急事態措置やまん延防止等重点措置が断続的に実施された。

感染力の強いデルタ株が広がる中、同年夏、爆発的に感染が拡大し、重症者の病床使用率が過去最高を記録するなど、医療提供体制がひっ迫し、入院できないまま自宅で死亡する事例も見られた。同年8月下旬をピークに新規陽性者数は減少し、同年9月30日、緊急事態措置区域及び重点措置区域が全て解除された。その要因については、人々の行動変容が起きた可能性や、ワクチン接種の進展が指摘された¹⁴。

感染力の強いオミクロン株が広がる中、同年12月下旬以降、感染が拡大し、令和4年1月7日、区域を広島県、山口県及び沖縄県として、期間を同月9日から同月31日としてまん延防止等重点措置が実施されることとなった。

工夫」（令和2年10月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会）

¹⁰ 『朝日新聞』（令2.12.30）

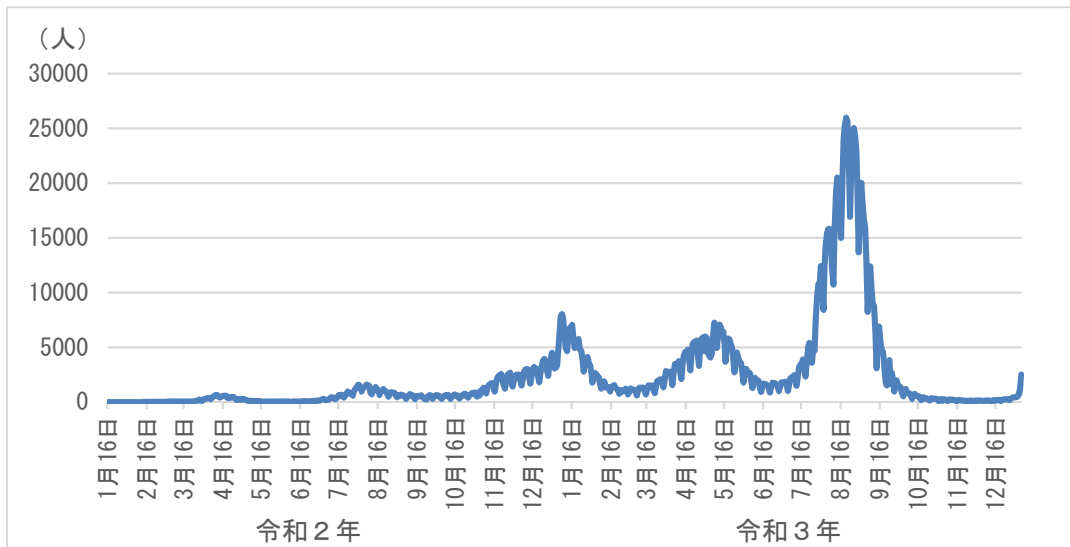
¹¹ 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた緊急提言」（令和3年1月9日全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部）

¹² 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）

¹³ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

¹⁴ 第52回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード 資料1（令和3年9月16日）

図表 新規陽性者数の推移



(厚生労働省オープンデータを基に当室作成)

(5) 危機管理体制の見直し

令和3年11月10日、岸田内閣は、新型コロナウイルス対策として、①ワクチン、検査、飲める治療薬の普及による新型コロナの予防、発見から早期治療までの流れを更に強化するとともに、最悪の事態を想定し、医療提供体制を確保するなど感染拡大に備えること、②感染症危機管理の抜本的強化に取り組むこと、③速やかに経済対策を講じることを示した¹⁵。

また、岸田内閣総理大臣は、第207回国会（臨時会）の所信表明演説及び演説に対する質疑において、①国が主導して対応できるよう国と地方の連携強化等のための法整備を行い、②緊急時の迅速な薬事承認のための法整備を行うとともに、③令和4年6月までに司令塔機能の強化を含めた抜本的体制強化策を取りまとめ、必要な法改正を行う旨述べた¹⁶。

他方、イギリスが罰則有りの自宅待機措置を採る¹⁷など、諸外国で強力なロックダウン（都市封鎖）が行われてきたが、岸田内閣総理大臣は、欧米諸国のような高額の罰金を科す厳しいロックダウンは日本になじまないとした¹⁸。

また、令和3年11月19日に変更された基本的対処方針¹⁹においては、医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、治療薬の確保を進めることにより、重症化する患者数が抑制され、病床ひっ迫が生じにくくなるとの認識が示された。その上で、緊急事態措置区域及び重点措置区域等においても、ワクチン・検査パッケージ制度等を活用し、感染リスクを下

¹⁵ 「基本方針」（令和3年11月10日閣議決定）

¹⁶ 第207回国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説（令和3年12月6日）、第207回国会衆議院会議録第2号（令3.12.8）茂木敏充議員の質疑に対する岸田内閣総理大臣答弁、第207回国会衆議院会議録第3号（令3.12.9）馬場伸幸議員の質疑に対する岸田内閣総理大臣答弁

¹⁷ 『産経新聞』（令2.4.3）

¹⁸ 第205回国会衆議院会議録第4号11頁（令3.10.12）岸田内閣総理大臣答弁

¹⁹ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

げながら経済社会活動を継続できるようにすることとされた。

(6) 緊急対応策・経済対策

2019（令和元）年12月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、我が国経済は大きな打撃を受けた。そこで、安倍内閣は、事業規模で230兆円を超える経済対策を実施した。2020（令和2）年9月に発足した菅内閣及び2021（令和3）年10月に発足した岸田内閣においても、引き続き経済対策が実施された。

新型コロナウイルス感染症対策としては、水際対策、感染拡大防止策、医療提供体制の整備のほか、事業者・国民に対する経済支援などが行われた。加えて、ポストコロナの時代を見据えた経済構造の転換により、潜在成長率を高める施策も実施されている。

図表 これまでの新型コロナウイルス感染症対策

対策等	主な施策	財政支出 (事業規模)
①新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 (令和2年2月13日)	○帰国者の受入支援 ○検査体制・医療体制の強化 ○水際対策の強化	153億円 (約2.1兆円) ^{※1}
②新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾- (令和2年3月10日)	○感染拡大防止策と医療提供体制の整備 ○学校の臨時休業への対応 ○事業活動の縮小や雇用への対応	4,308億円 (約2.1兆円) ^{※1}
③新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 (令和2年4月20日)	○緊急支援フェーズ ・感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発 ・雇用の維持と事業の継続 ○V字回復フェーズ ・経済活動の回復 ・強靱な経済構造の構築 ○今後への備え（新たな予備費の創設） ○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の創設	約48.4兆円 (約117.1兆円) ^{※2}
④令和2年度第2次補正予算 (令和2年6月12日成立)	※4月の経済対策を強化するための予算措置	約72.7兆円 (約117.1兆円)
⑤国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策 (令和2年12月8日)	○新型コロナウイルス感染症の拡大防止策 ○ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現	約40兆円 (約73.6兆円)
⑥コロナ克服・新時代開拓のための経済対策 (令和3年11月19日)	○新型コロナウイルス感染症の拡大防止 ○「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え ○未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動	約55.7兆円 (約78.9兆円)

※1 事業規模は①及び②の合算で約2.1兆円

※2 ①、②、③のほか令和元年12月の総合経済対策の一部を含む
(各種政府資料を基に当室作成)

(7) 予算措置

政府は、当初、令和元年度予算（主に予備費）を活用して緊急対応策を実施したが、その後、3次にわたり令和2年度補正予算が成立した。また、令和3年度予算においても新型コロナウイルス感染症対応への予算措置が講じられた。さらに、2021（令和3）年10月に発足した岸田内閣においては、同年12月、令和3年度補正予算が成立した。

図表 新型コロナウイルス感染症対策としての予算措置

予算	主な施策
令和元年度予算（平成31年3月27日成立）の未執行分と予備費約0.5兆円	○雇用調整助成金の特例措置の拡大【374億円】 ○資金繰り対策【782億円】
令和2年度第1次補正予算（令和2年4月30日成立）約27.5兆円	○持続化給付金【23,176億円】、特別定額給付金【128,803億円】、子育て世帯への臨時特別給付金【1,654億円】 ○G o T o キャンペーン事業【16,794億円】 ○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金【10,000億円】 ○新型コロナウイルス感染症対策予備費【15,000億円】
令和2年度第2次補正予算（令和2年6月12日成立）約32.9兆円	○家賃支援給付金の創設【20,242億円】 ○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充【20,000億円】 ○新型コロナウイルス感染症対策予備費【100,000億円】
令和2年度第3次補正予算（令和3年1月28日成立）約20.1兆円	○新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金【13,011億円】 ○ワクチン接種体制の整備・接種の実施【5,736億円】 ○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金【15,000億円】 ○カーボンニュートラルに向けた革新的な技術開発支援のための基金の創設【20,000億円】 ○中堅・中小企業の経営転換支援（事業再構築補助金）【11,485億円】
令和3年度予算（令和3年3月26日成立）5兆円	○新型コロナウイルス感染症対策予備費【50,000億円】
令和3年度補正予算（令和3年12月20日成立）約31.9兆円	○時短要請等に応じた飲食店等への協力金等（地方創生臨時交付金）【64,769億円】 ○先端半導体の国内生産拠点の確保【6,170億円】 ○子育て世帯に対する給付【12,162億円】 （11/26コロナ予備費使用分を含めると19,473億円）

（各種政府資料を基に当室作成）

3 経済安全保障²⁰

(1) 中国の台頭

中国は、毛沢東の死後、社会主義市場経済体制の下で急速な経済成長を実現し、2010年には、国内総生産（GDP）が我が国を抜いて世界第2位となった。また、2013年に「一帯一路」構想を打ち出すなど、インフラ整備、貿易・投資の促進、融資等によって、世界

²⁰ 「米主導経済秩序に挑む中国「一帯一路」構想」みずほ総合研究所（平27.9.4）、「米中・経済安全保障の総点検」ニッセイ基礎研究所（令3.7.16）、「米中対立をどうみるべきか」NHK解説アーカイブス（令2.9.2）等を参考に記述

各国への影響力を強めている。

(2) 米中対立と中国包囲網

2017年1月に発足したトランプ政権は、「米国第一」の方針を掲げ、貿易赤字を是正するため、中国製品に多額の関税をかけた。また、2018年に成立した「国防権限法2019」により、輸出管理や投資の規制を強化し、技術流出を防ぐため情報通信網から中国製品を排除することとした。

その後、新型コロナウイルス感染症に対する中国の対応、新疆ウイグル自治区や香港における人権問題などを背景に、米国の中国への圧力は更に強まっている。

2021年1月に発足したバイデン政権は、同盟国との連携を深め、中国に対抗する姿勢をとっている。同年6月、バイデン政権が取りまとめた報告書では、半導体や医薬品等の戦略物資の調達における中国依存を減らすため、日米豪印の枠組み（クアッド）を始めとする国際的な協調体制を強化する方針が示された。

(3) 我が国の対応

我が国においては、2019（令和元）年11月、外為法²¹の改正により、安全保障上重要な業種（武器、原子力、電力、通信等）に対する外国人の投資について、政府による事前審査を義務付けることとなった。また、2021（令和3）年6月、重要施設（防衛施設等）周辺や国境離島の土地取引を規制する重要土地等調査法²²を制定するなど、経済的な側面から、我が国に対する脅威に対処している。

骨太方針2021²³においては、コロナ禍におけるサプライチェーン上の脆弱性が国民の生命や生活を脅かすリスクが明らかになる中、経済安全保障の取組を強化・推進するため、重要技術の保全・育成や基幹的な産業の強靱化を進めることが示された。

2021（令和3）年10月に発足した岸田内閣は、経済安全保障担当の内閣府特命担当大臣を設けた。また、岸田内閣総理大臣は、戦略物資の確保や技術流出の防止に向けた取組を進めるとした上で、我が国の経済安全保障を推進するための法案を策定することを表明した²⁴。

政府は、経済安全保障の法整備について、当面は、①特許の公開制限、②サプライチェーン（供給網）の強化、③先端技術の研究開発支援、④重要インフラの安全確保の4項目に焦点を当てて進めていく方針を示している²⁵。

²¹ 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）

²² 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）

²³ 「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）

²⁴ 第205回国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説（令和3年10月8日）

²⁵ 小林内閣府特命担当大臣記者会見要旨（令和3年12月3日）、『日本経済新聞』（令和3.12.5）

4 子ども・子育て支援

(1) 子ども・子育てに係る現状

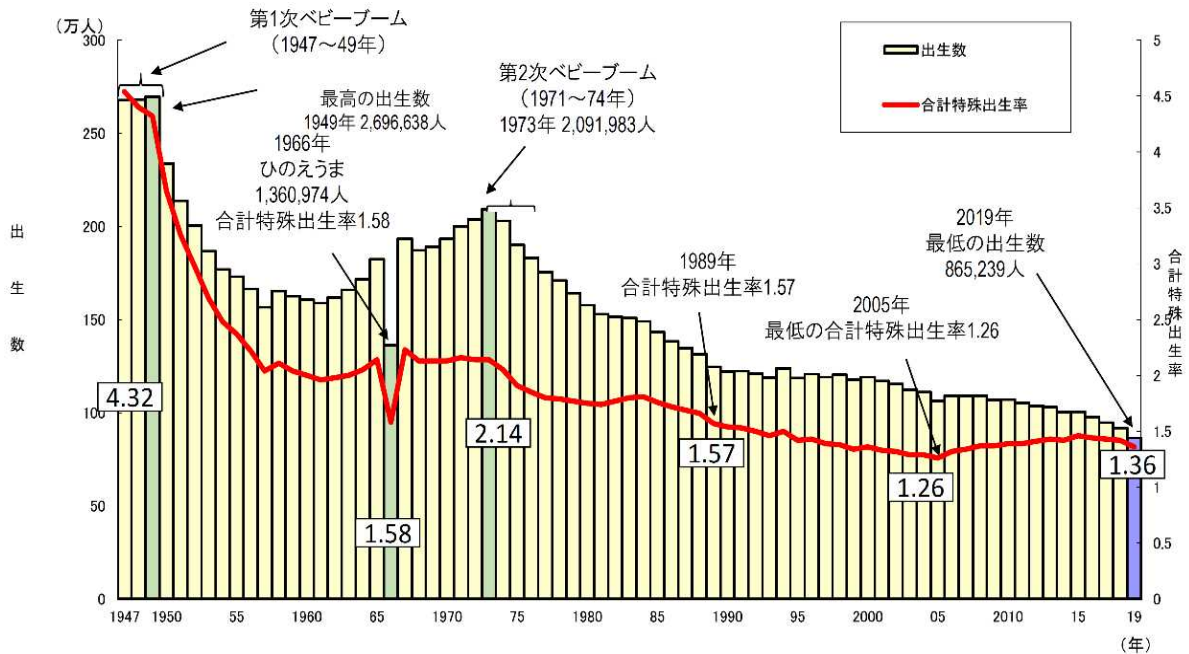
ア 出生数及び合計特殊出生率の推移

我が国の出生数は、第2次ベビーブーム期（1971～74年）には年間200万人を超えていたが、その後はおおむね減少傾向にある。

合計特殊出生率をみると、第1次ベビーブーム期（1947～49年）には4.3を超えていたが、その後急激に低下し、昭和35（1960）年頃からは、2.1前後で推移していた。昭和50（1975）年以降は、再び低下傾向となり、平成元（1989）年には「ひのえうま（丙午）」の年（昭和41（1966）年）の1.58を下回る1.57となった（1.57ショック）。

その後も合計特殊出生率の低下は続き、平成17（2005）年には過去最低の1.26まで落ち込んだ。以降は、ほぼ横ばいで推移している（図表）。

図表 出生数及び合計特殊出生率の推移



(出所) 子ども・子育て会議（第56回）（令和3年1月20日）配布資料

「1.57ショック」とは²⁶

合計特殊出生率については、平成に入るまでは、昭和41（1966）年の1.58が戦後最低の値であった。これは、ひのえうまの年に生まれた女性は気性が激しく、夫の命を縮めるという迷信があったため、ひのえうまの年（昭和41年）の出生率が極端に低くなったものと考えられている。

そのため、平成元年の合計特殊出生率が、昭和41年の値を下回ったことは社会に衝撃を与え、「1.57ショック」と呼ばれた。

1.57ショックを契機に、政府は、出生率の低下と子供の数の減少傾向を「少子化」問題として認識し、その対策を検討することとなった。

²⁶ 内閣府「平成19年版少子化社会白書」2、24頁 等

イ 幼児教育・保育施設と待機児童

(7) 幼児教育・保育施設をめぐる状況

我が国においては、以前は3世代が同居する世帯も少なくなかったが、高度経済成長期を境に、就職のために地方から都市部に移住する若者が増加し、核家族化が進行した。

また、昭和の時代までは、都市部のサラリーマン家庭においては、夫が働き、妻が専業主婦となるが多かったが、平成に入ると女性の就業者数が増加し、共働き家庭が増えていった。

このような状況の下、共働き家庭を中心に、預かり時間が短く長期休みがある幼稚園ではなく保育所を利用する世帯が増え、保育所に入所できない児童が増加した（待機児童問題）。一方、一部の幼稚園では定員割れが発生している。

(1) 待機児童の状況

待機児童数が上昇傾向にあったことを背景に、平成13年、小泉内閣は保育所等の受入児童数の増大を目標として掲げ²⁷、その実現に向けて保育所等の整備が進められた。これにより、待機児童数は平成15年をピークに減少したが、平成20年には増加に転じた。当時、待機児童の解消が進まない理由として、保育サービスが整備されるにつれて潜在的な保育需要が顕在化したこと、リーマンショック以降、経済状況の悪化等を背景に共働き家庭が増えたこと等が指摘された²⁸。

その後も、女性就業率の上昇等により、待機児童数は平成29年4月時点では26,081人となったが、保育の受け皿確保の取組が進んだことにより、待機児童数は減少に転じ、令和3年4月時点では5,634人となった²⁹。

令和3年4月時点の待機児童数を年齢別にみると、低年齢児（0歳～2歳児）が全体の87.6%であり、低年齢児のいる世帯にとって厳しい状況となっている。

また、待機児童がいる市区町村は都市部に集中している。首都圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、近畿圏（京都府、大阪府、兵庫県）の7都府県及び指定都市、中核市の待機児童数の合計は、全待機児童数の62.4%を占める。

「待機児童」とは

厚生労働省の保育所等利用待機児童数調査では、①特定の保育所等のみ希望している者、②求職活動を休止している者、③育児休業中の者、④地方公共団体が一定の施設等基準に基づき運営費支援等を行っている単独保育事業（東京都の認証保育所等）を利用している者については、「待機児童」に含めないこととされている。

したがって、認可保育所を希望したが入所できず、やむを得ず認可外保育所に入所した場合、保育所に入所できなかったため求職活動をやめた場合、育休中で保育所入所を希望したが入れなかった場合、最初から入所を諦めていた場合等は、待機児童に含まれない。このようなケースは「潜在的な待機児童」や「隠れ待機児童」などと呼ばれてお

²⁷ 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」（平成13年7月6日閣議決定）

²⁸ 厚生労働省「平成21年度実績評価書 VI-2-3」2頁

²⁹ 厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（令和3年4月1日）」（令和3年8月27日）

り、実際の保育需要は統計以上に多い可能性がある」と指摘されている³⁰。

なお、令和3年4月時点の待機児童数が5,634人であるのに対し、①～④の単純合計（潜在的な待機児童数）は63,581人となっている。

ウ 学童保育と就学後の待機児童

(7) 学童保育をめぐる状況

共働き家庭等の小学生に対しては、小学校の余裕教室や児童館などで、遊びや生活の場を提供する放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）が行われている。同事業は、「学童」あるいは「学童保育」とも呼ばれている。

共働き家庭の増加により、保育所を利用する子供の割合が高まるとともに、学童保育を利用する子供の割合も増加した。保育所を卒園して小学校に入学した新1年生の多くが学童保育に入所しており、学童保育は、共働き家庭等にとって不可欠な施設となっている。

平成9年の児童福祉法の改正により学童保育が法制化されたことに伴い、学童保育の量的な拡大が図られた。放課後児童クラブ（学童保育）数は平成12年には10,994か所であったが、令和3年には26,925か所へと増加している³¹。しかし、学童保育の利用者数は、学童保育数を上回るペースで増加しており、学童保育に入れなかった「待機児童」が発生している。

また、学童保育については、保育所等と比べて開所時間が短い施設も多いことから、小学校に入学すると子どもを預けられなくなる家庭も少なくない。

(4) 待機児童の状況

学童保育の量的拡大により、待機児童数は平成19年をピークに減少したが、施設の供給を上回るペースで需要が増加し、待機児童数は平成24年に増加に転じた。さらに、平成27年には、児童福祉法の改正により、学童保育の対象児童が「おおむね10歳未満」から「小学校6年生まで」に拡大される中、待機児童数が急増した。

令和3年5月現在、学童保育の利用を希望するが利用できない児童（待機児童）の数は、13,416人となっている。都道府県別で見ると、東京都（3,361人）、埼玉県（1,230人）、千葉県（940人）で全体の約4割を占めている³²。

エ 子供をめぐるその他の状況

子供に関しては、待機児童等のほか、貧困、児童虐待など、より深刻な問題もある。

(7) 子どもの貧困

平成18（2006）年、OECDの「対日経済審査報告書」において、日本の相対的貧困率がOECD諸国の中で米国に次いで第2位であると報告された。また、同報告書では、日本の子どもの貧困率が徐々に上昇しつつあり、OECD諸国の平均に比べて高いことも指摘された³³。

³⁰ 『日本経済新聞』（令3.8.28）等

³¹ 厚生労働省「令和3年（2021年）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（令和3年（2021年）5月1日現在）」（令和3年12月24日）

³² 同上

³³ 阿部彩『子どもの貧困：日本の不公平を考える』（岩波新書）岩波書店（平成20年）ii-iii頁

このような状況の中、平成21年、厚生労働大臣の指示により、厚生労働省が子どもの貧困率を初めて発表し、それ以降、子どもの貧困は重要な政策課題として捉えられるようになった。

平成30年現在、我が国の子どもの貧困率は13.5%、ひとり親家庭の貧困率は48.1%となっている³⁴。

(1) 児童虐待

全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は一貫して増加しており、令和2年度には205,044件で過去最多となっている。この主な要因として、児童相談所と警察等との連携強化や、マスコミによる事件報道により、これまで見過ごされていた問題が顕在化しているとの見方もある³⁵。

(2) 保育の受け皿確保の取組

都市部を中心に待機児童問題が深刻となったことを背景に、第二次安倍内閣以降、数次にわたり、保育の受け皿確保のための政策パッケージが取りまとめられた(図表)。現在は、令和2年12月に取りまとめられた「新子育て安心プラン」に基づく取組が進められている。

図表 第二次安倍内閣以降の保育の受け皿確保のための取組

名称及び公表時期	目標
待機児童解消加速化プラン (平成25年4月公表)	・平成25年度から平成29年度までの5年間で約40万人分の保育の受け皿を確保する。 ⇒公表後の待機児童数の増加を受け、平成27年11月の「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」において、整備目標が約50万人分に上積みされた。
子育て安心プラン (平成29年6月公表)	・平成30年度から令和4年度までの5年間で約32万人分の保育の受け皿を新たに整備する。 ⇒平成29年12月の「新しい経済政策パッケージ」において、目標を2年前倒しして、令和2年度末までに整備することとされた。
新子育て安心プラン (令和2年12月公表)	・令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。

(内閣府「平成29年版少子化社会対策白書」及び「令和3年版少子化社会対策白書」を基に当室作成)

(3) 新たな子供政策の在り方についての検討

子供に関する施策は、安全、安心の確保から少子化対策まで多岐にわたっており、担当する省庁も複数にまたがっている。例えば、児童虐待については、内閣府、厚生労働省、警察庁、文部科学省、法務省、総務省等、多数の省庁が関係している。このような状況に

³⁴ 厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」による旧基準に基づく相対的貧困率。

³⁵ 厚生労働省「令和2年度児童相談所での児童虐待相談対応件数」、内閣府「令和3年版子供・若者白書」152頁、『産経新聞』(令3.8.28)

対し、令和3年4月5日、菅内閣総理大臣（当時）は、子供たちのために何が必要であるかという視点に立って、縦割りを打破し、組織の在り方を抜本から考えていくことが必要であるとの認識を示した³⁶。

同年6月18日に閣議決定された骨太方針2021においては、「困難を抱える子供への支援等が抜け落ちることのないような体制を構築することとし、こうした機能を有する行政組織を創設する」ことが盛り込まれた。

同年10月4日に発足した岸田内閣では、新たな子供政策の在り方について、年末までに基本方針を決定し、可能であれば来年の通常国会に法案を提出することとされた³⁷。同月31日の衆議院議員総選挙後に発足した第二次岸田内閣においても、「こども庁の創設などの少子高齢化対策に取り組む」こととされた³⁸。

ア こども政策の推進に係る有識者会議

令和3年11月29日、「こども政策の推進に係る有識者会議報告書」が公表された。同報告書では、こどもに関する全ての政策の基盤となる「こども基本法（仮称）」の制定が要請されるとともに、こどもに関する政策を監視・評価し、関係省庁に対して勧告を行う機能について検討する必要があると指摘された。

イ こども政策の新たな推進体制に関する基本方針

令和3年12月21日、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定された。基本方針では、「こども家庭庁」を、内閣総理大臣の直属の機関として内閣府の外局に設置し、専任の大臣を置くこととされた。また、こども家庭庁には、主に内閣府子ども・子育て本部や厚生労働省子ども家庭局が所管する分野を移管し、文部科学省が所管する幼稚園の教育内容の策定やいじめ防止については、こども家庭庁と文部科学省が連携して対応することとされた。さらに、こども家庭庁は、令和5年度のできる限り早い時期に創設することとし、次期通常国会に必要な法律案を提出することとされた。

なお、組織の名称については、当初、「こども庁」とされていたが、与党から「子供の育ちは家庭を基盤としている」との意見があったことを踏まえ、「こども家庭庁」に変更されたとの報道がある³⁹。

5 国家公務員制度

(1) 給与制度関係

ア 概要

国家公務員は、一般職と特別職に分けられ、一般職の国家公務員の給与については一般

³⁶ 第204回国会参議院決算委員会会議録第1号11頁（令3.4.5）菅内閣総理大臣答弁

³⁷ 第205回国会衆議院会議録第4号5頁（令3.10.12）岸田内閣総理大臣答弁

³⁸ 「基本方針」（令和3年11月10日閣議決定）

³⁹ 『毎日新聞』（令3.12.22）等

職給与法⁴⁰等により、特別職の国家公務員の給与については特別職給与法⁴¹等により定められている（給与法定主義）。

また、国家公務員については労働基本権が制約されることの代償措置として人事院勧告制度⁴²が設けられている。人事院は、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本として、毎年、国家公務員及び民間企業従業員の給与を調査・比較した上で、給与に関する勧告・報告を行っている。

これらを踏まえて、政府は、給与関係閣僚会議⁴³において人事院勧告の取扱方針を協議し、その結果を閣議決定して、一般職給与法等の改正案を国会に提出している。

イ 令和3年人事院勧告

人事院は、令和3年8月10日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与に関する報告及び勧告を行った。

【報告及び勧告の内容】

- ① 特別給（ボーナス）は、民間の支給割合に見合うよう支給月数を0.15月分引き下げ、年間4.30月分とすること
- ② 月例給は、官民給与の較差が極めて小さいため改定を行わないこと

ウ 法律案提出に向けた動き

政府は、令和3年11月24日、給与関係閣僚会議を開催し、

- ① 人事院勧告どおりボーナスの支給月数を引き下げる。なお、令和3年度の引下げ相当額については、令和4年6月のボーナスから減額することで調整を行うこと
- ② 特別職の国家公務員の給与については、①の趣旨に沿って取り扱うことを決定した。

今後は、一般職給与法等の改正案及び同改正案の内容に沿った特別職給与法の改正案が閣議決定を経て国会に提出される見込み⁴⁴である。

(2) 育児休業制度関係

ア 概要

一般職の国家公務員の育児休業については育児休業法⁴⁵で定められている。また、育児休業に関する制度の変更に関しては、人事院が意見の申出⁴⁶を行っている。

⁴⁰ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）

⁴¹ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）

⁴² 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第28条第2項

⁴³ 平成5年9月21日閣議口頭了解

⁴⁴ 『日本経済新聞』（令3.11.25）等

⁴⁵ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）

⁴⁶ 国家公務員法第23条

イ 出産、育児等と仕事の両立支援に向けた動き

政府は、令和2年5月、「少子化社会対策大綱」⁴⁷を閣議決定し、男性の育児休業取得や育児参画を促進するための取組を総合的に推進することとした。

また、政府は、同年7月、骨太方針2020⁴⁸においても、配偶者の出産直後の男性の休業を促進する枠組みの検討など、男性の育児休業取得を一層強力に促進することとした。

ウ 令和3年における民間労働法制の改正

イを踏まえ、令和3年6月、民間労働者について、男性の育児休業取得促進等のため、改正育児・介護休業法⁴⁹が成立した（公布日（同月9日）から1年6か月以内に施行）。

【改正育児・介護休業法の主な措置内容】

- ① 子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる柔軟な育児休業（出生時育児休業）を創設する。出生時育児休業は2回に分割できるものとし、申出期限について、原則として休業の2週間前までとする。

また、労使協定を締結している場合に、労働者と事業主の個別合意により、事前に調整した上で休業中に就業することを可能とする。

- ② 1歳に満たない子についてする育児休業（出生時育児休業を除く。）について、分割して2回の育児休業申出を可能とする。

エ 人事院の意見の申出

「少子化社会対策大綱」及び改正育児・介護休業法を踏まえ、人事院は、国家公務員についても、育児休業の取得回数制限を緩和することが適当であるとして、令和3年8月10日、育児休業法の改正を求める意見の申出を行った。

【意見の申出の内容】

- ① 育児休業を原則2回まで（現行：原則1回まで）取得可能とすること
- ② ①に加えて、子の出生後8週間以内に2回まで（現行：1回まで）の育児休業を取得可能とすること

オ 法律案提出に向けた動き

政府は、育児休業法を改正する方針を固めたとの報道⁵⁰がなされており、今後、育児休業法の改正案が閣議決定を経て国会に提出される見込みである。

⁴⁷ 令和2年5月29日閣議決定

⁴⁸ 「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）

⁴⁹ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和3年法律第58号）

⁵⁰ 『読売新聞』（令3.8.21）

6 皇室制度

(1) 皇族

ア 皇族の意義

皇族制度は、世襲による皇位継承を確保するとともに、一定の場合、天皇の国事行為を代行するなど天皇の活動を支えるものである⁵¹。

イ 皇族の現状

(ア) 構成

現在、内廷皇族は天皇皇后両陛下、愛子内親王殿下及び上皇皇后陛下の5方である。また、内廷外の皇族は秋篠宮（4方）、常陸宮（2方）、三笠宮（4方）、高円宮（2方）の各宮家の12方である（令和3年10月26日現在）。

(イ) 皇位継承者等

現在、皇位継承資格を持つ皇族は3方である。継承順位は、1位が皇嗣である秋篠宮皇嗣殿下、2位が秋篠宮皇嗣同妃両殿下の長男の悠仁親王殿下、3位が上皇陛下の弟の常陸宮正仁親王殿下である。

なお、悠仁親王殿下（15歳）の同世代の皇族は、愛子内親王殿下（20歳）、佳子内親王殿下（27歳）の2方である。また、天皇（61歳）皇后（58歳）両陛下の同世代の皇族は、秋篠宮皇嗣（56歳）同妃（55歳）両殿下のほか、彬子女王殿下（40歳）、瑠子女王殿下（38歳）、承子女王殿下（35歳）の3方である（令和3年12月29日現在）。

(2) 皇室制度に関する議論

ア 皇室典範特例法案に対する附帯決議（平成29年）

平成29年6月、衆議院議院運営委員会において、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位の実現等を定める皇室典範特例法案⁵²に対する附帯決議が付された。その中に、「政府は、安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家の創設等について、皇族方の御年齢からしても先延ばしすることはできない重要な課題であることに鑑み、本法施行後速やかに、皇族方の御事情等を踏まえ、全体として整合性が取れるよう検討を行い、その結果を、速やかに国会に報告すること。」との文言が盛り込まれた。政府は、同附帯決議の趣旨を尊重し、対応していくとした⁵³。

なお、参議院においても、同様の附帯決議が付された。

イ 「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に関する有識者会議（令和3年）

令和3年3月より附帯決議において示された課題について有識者会議⁵⁴が開催された。

⁵¹ 「皇室典範に関する有識者会議報告書」（平成17年11月24日）

⁵² 天皇の退位等に関する皇室典範特例法案（第193回国会閣法第66号）

⁵³ 第203回国会参議院会議録第6号（令2.11.30）菅内閣総理大臣答弁

⁵⁴ 「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に関する有識者会議

同年12月22日、『天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議』に関する有識者会議 報告」が決定され、同日、内閣総理大臣へ提出された。

同報告では、皇位継承と皇族数の減少についての基本的な考え方として、

- 今上陛下から秋篠宮皇嗣殿下、次世代の悠仁親王殿下という皇位継承の流れをゆるがせにはしない
- 悠仁親王殿下の次代以降の皇位継承について具体的に議論するには機が熟しておらず、かえって皇位継承を不安定化させるおそれがある
- 悠仁親王殿下の次代以降の皇位の継承については、将来において悠仁親王殿下の御年齢や御結婚等をめぐる状況を踏まえた上で議論を深めていくべき
- まずは、皇位継承の問題と切り離して、皇族数の確保を図ることが喫緊の課題であり、その際、多様な世代の方が男女共に、悠仁親王殿下を支えるということが重要とされた。

その上で、皇族数確保の具体的方策として、次の3つの方策が示された。

①内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することとすること
②皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とすること
③皇統に属する男系の男子を法律により直接皇族とすること

そして、①及び②の2つの方策について今後、具体的な制度の検討を進めていくべきであり、③については、①及び②の方策では十分な皇族数を確保することができない場合に検討する事柄と考えるべき、とされた。

7 警察制度

(1) サイバー犯罪対策

ア サイバー犯罪の情勢

サイバー犯罪の検挙件数は増加傾向にあり、令和2年は9,875件と過去最多となった。

また、海外では不正プログラムによって金融機関のシステムや原子力関連施設の制御システムの機能不全を引き起こす事案が発生している。我が国でも今後重要インフラの基幹システムに対するサイバーテロが発生する可能性は否定できない。

イ サイバー犯罪への体制

(ア) 警察庁の内部部局の事務分担

サイバー関連の犯罪は、警察庁の複数の内部部局で分担され、不正送金事案などは生活安全局、サイバーテロ等は警備局、サイバー事案の解析は情報通信局が担当している。しかし、外貨獲得目的でサイバー攻撃を行う事案など、複数の局に関係するものもあるため、縦割りの組織では現状にそぐわないとの指摘もある⁵⁵。

(イ) 国と地方との関係

サイバー犯罪の捜査・摘発は、各都道府県警察ごとに行っている。

⁵⁵ 『毎日新聞』(令3.6.25)

他方、警察庁では、サイバー犯罪条約、刑事共助条約（協定）、ICPO等の国際捜査共助の枠組みを活用し、国境を越えるサイバー犯罪・サイバー攻撃に対処している。こうした事案において、各都道府県警察は警察庁を介して、国際捜査共助を実施している。

海外では国の警察組織がサイバー犯罪を捜査するのが主流であり、都道府県警察が主体では、犯罪捜査を行う人員が限られ、各都道府県警察の捜査レベルに差があることなどから、国際的なサイバー攻撃に対応できないとの指摘もある⁵⁶。

ウ サイバー隊の設置等に向けた動き

(7) 概要

国家を背景としたサイバー攻撃や悪質なマルウェアを用いた攻撃等、サイバー空間における脅威を踏まえ、令和3年6月、小此木国家公安委員会委員長（当時）は令和4年度の警察庁組織改正構想を公表した⁵⁷。

すなわち、警察庁にサイバー局を設置するとともに、管区警察局に一定のサイバー事案について捜査を行うための組織（サイバー隊（仮称））を設置することとしている。併せて、情報通信局が所管する情報管理や通信施設の業務は長官官房に移し、技術政策を統括することが検討されている。

岸田内閣においても、令和3年11月18日、二之湯国家公安委員会委員長から、令和4年にサイバー局とサイバー隊を設置する旨の発言があった⁵⁸。

なお、警察庁は、サイバー局の新設等を内容とした警察法改正案を令和4年の通常国会に提出する方針であるとの報道がある⁵⁹。

(4) 警察庁における局の新設

各省の官房・局の設置については、国家行政組織法制定当初は法律事項とされていたが、昭和58年の国家行政組織法改正により、政令事項とされている。

しかし、警察庁は、内閣府設置法第56条に規定する「特別の機関」として位置付けられ、官房、局及び部は警察法で規定されている。従って、警察庁の局等を新設する場合には警察法の改正が必要となる。

(ウ) 警察庁におけるサイバー隊の新設

現行の警察法では、警察職務の執行は都道府県警察が行うものとされている。

しかし、サイバー事案は県境や国境を越えた問題であり、国際捜査共助が必要であることから、国が関わらざるを得ない。また、サイバー隊は知的な作業を中核とした実践的な組織であり、従来の有形力を行使する部隊とは性質が異なるとの意見もある⁶⁰。

こうした状況の下、国の警察組織である管区警察局にサイバー隊を設置した上で、サイバー隊が一定の事案を自ら捜査することが検討されている。

なお、サイバー隊を設置する場合、警察の権限が濫用されることのないよう国家公安委

⁵⁶ 『毎日新聞』（令3.6.25）

⁵⁷ 国家公安委員会委員長記者会見要旨（令和3年6月24日）

⁵⁸ 『時事通信ニュース』（令3.11.18）

⁵⁹ 『朝日新聞』（令3.6.25）

⁶⁰ 国家公安委員会「定例委員会の開催状況」（令和3年6月24日）

員会の機能強化などバランスの取れた制度の検討が必要となるとの意見もある⁶¹。

(2) 自動車の自動運転の技術の実用化への対応

ア 自動運転の意義

自動運転は、自動車の運転の際に、認知、予測、判断及び操作を、運転者に代わり、システム（制御プログラム）が行うものである。

自動運転は、交通事故の削減、交通渋滞の緩和、環境負荷の低減、高齢者の移動支援等に資することが期待されるとともに、成長戦略の一環⁶²として位置付けられている。近年、国内外の自動車メーカーやIT企業等によって、技術開発や公道実証実験が行われ、自動運転の実用化に向けた取組が進められている。

イ 自動運転のレベル

運転の自動化は、運転操作へのドライバーの関与の度合いに応じて6段階に分けられている⁶³。

レベル1ではハンドル（横方向）かアクセル、ブレーキ（縦方向）のいずれかの運転操作をシステムが支援し、レベル2では横方向・縦方向の両方の運転操作をシステムが支援する。これに対し、レベル3以上では運転操作の主体がシステム（自動運行装置）になる。

一般的に、自動運転はレベル3以上を指す。レベル3では、一定の条件の下であれば、システムが運転操作を行う。ただし、自動運行装置が正常に作動しないおそれがある場合には、運転者に運転操作を促す警報等が発せられ、運転者は適切に応答しなければならない。

これに対し、レベル4及びレベル5では、運転者の存在を前提とせず、全てシステムが対応する。

なお、国際道路交通の統一規則を定めるジュネーブ条約⁶⁴では、車両には運転者がいなければならないとされている。しかし、近い将来、運転者の存在を前提としない自動運転が実現することもあり得ることから、近年、自動運転と国際条約との関係に関し、国連の国際経済社会理事会の下で議論が行われている。

ウ レベル3に対応した道路交通法の改正（令和元年）

運転操作の主体が常に運転者である場合（レベル1及びレベル2）においては、道路交通法等の改正は必要なかった。しかし、レベル3においては、運転操作の主体が運転者からシステム（自動運行装置）になること等から、それに伴う法整備が必要となった。そこで令和元年の道路交通法の改正⁶⁵において、自動運転レベル3に対応した自動車が、公道を

⁶¹ 『毎日新聞』（令3.6.25）

⁶² 未来投資戦略2018—「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革—（平成30年6月15日閣議決定）

⁶³ SAE International（米国自動車技術会）のJ3016（2016年9月）及びその日本語参考訳であるJASO TP18004（2018年2月）

⁶⁴ 道路交通に関する条約（昭和39年条約第17号）

⁶⁵ 道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号（令和2年4月施行））

走行できるようにするための規定が整備された。

すなわち、レベル3においては、自動運行装置による運転操作に係る義務の履行が可能であるが、従来と同様、運転者が義務を負う。運転操作以外に係る義務については、自動運行装置の使用中は、禁止規定の適用除外となる。例えば、運転中の携帯電話等の保持による通話は禁止されているが、自動運行装置を適切に使用する場合には、自動運行装置が運転操作を代替し、安全運転義務に反せず運転できるため、通話が可能となる。

なお、レベル3、4の段階では、自動運行装置の欠陥により人身事故が生じた場合、民事上の責任については、現行の自賠責法による運行供用者責任を適用することが妥当とされた。また、刑事上の責任については、運転者については過失運転致死傷罪の成否が、自動運行装置の製造に関与した者については、業務上過失致死傷罪の成否が問題となり得るとされた⁶⁶。

エ レベル4への対応に向けた動き

今後のITS（高度道路交通システム）・自動運転に関し、政府は、「官民ITS構想・ロードマップ2021」⁶⁷を策定した。同ロードマップにおいては、2025（令和7）年を目途に高速道路での自家用車の自動運転（レベル4）、2025年以降に高速道路でのトラックの自動運転（レベル4）を目指している。

こうした中、レベル4に相当する自動運転について、令和3年12月に有識者による調査検討委員会報告書⁶⁸が取りまとめられた。

同報告書では、特定の構造の道路（例えば、高速自動車国道）であればどこでも自動運転が可能なシステムではなく、限定地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービス（例えば、特定のルートを走行する巡回バス）を念頭に方向性が示された。

すなわち、現在行われている認証実験における許可条件を踏まえて、都道府県公安委員会が道路使用許可を与えることとされた。その際、現在の自動運転システムでは、現行の道路交通法における「運転者」に関する義務のうち、定型的、一般的なものしか対応できないことから、無人自動運転サービスを行う者に対して必要な措置を講ずることを義務付けるべきであるとされた。

また、計画に記載された事項を遵守していない場合等には、改善命令、許可の停止命令や取消し等の処分ができるようにすべきであるとされた。

同報告書を踏まえ、警察庁は、道路交通法改正案を令和4年の通常国会に提出する方針であるとの報道がある⁶⁹。

⁶⁶ 第198回国会衆議院内閣委員会議録第19号11頁（令元.5.24）政府参考人答弁

⁶⁷ 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定（令和3年6月15日）

⁶⁸ 警察庁「令和3年度自動運転の実現に向けた調査検討委員会 検討結果報告書」（令和3年12月）

⁶⁹ 『日本経済新聞』（令3.12.23夕刊）

(3) 多様な交通主体の交通ルール等の在り方

ア 電動キックボードの制度整備

(7) 現行法における位置付け

電動キックボードは、近年欧米を中心に手軽な交通手段として急速に普及しており、ラストワンマイルの交通手段として車の代替となる可能性があるとされている。

電動キックボードは、道路交通法上は、車体の大きさや原動機の大きさによって、普通自動二輪車や原動機付自転車等に分類され、それぞれの運転免許・交通方法が求められる。また、道路運送車両法の保安基準に適合していれば、公道（車道）における走行が可能となる。

これに対し、事業者団体からは、電動キックボードを自転車と同様「軽車両」として位置付けること等の規制緩和を求める声がある。

(4) 多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会

電動キックボードは、原動機を用いて運転するものであり、ペダル等を用い、かつ、人の力により運転する自転車とは性質を異にする。しかし、最高速度が自転車と同程度（15～20km/h）であり、かつ、車体の大きさも自転車と同等なものも実用化されている。

他方、近年、電動キックボード利用者の信号無視や無免許運転などによる事故が多発している。そこで、令和3年9月、警察庁は各都道府県警察に対し、電動キックボードの悪質・危険な運転の取締りを強化するよう通達⁷⁰を發した。

こうした状況の下、同年12月に取りまとめられた有識者検討会報告書⁷¹は、新たなモビリティ（移動手段）のうち、最高速度が一定以下のものについては、最高速度に着目して車両区分を定めることが適当であるとした。

最高速度に応じた電動モビリティの車両区分

① 歩道通行車（6～10 km/h 以下）

- ・ 電動車椅子相当の大きさ
- ・ 歩道・路側帯を通行（歩行者扱い）
- ・ 立ち乗り・座り乗りで区別しない

② 小型低速車（15～20 km/h 以下）

- ・ 普通自転車相当の大きさ
- ・ 車道、普通自転車専用通行帯、自転車道を通行

※ 歩道、路側帯通行時は、最高速度の制御とそれに連動する表示が必要

③ 既存の原動機付自転車等

- ・ 車道のみ通行
- ・ 免許やヘルメット等のルールは維持

（「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会 報告書概要」（令和3年12月）を基に室作成）

⁷⁰ 電動キックボード等に係る広報啓発活動の推進等について（通達）（警察庁丁交企発第370号、丁交指発第96号 令和3年9月27日）

⁷¹ 警察庁「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会 報告書」（令和3年12月）

その上で、速度や車体の大きさが自転車と同程度の電動キックボードについては、「小型低速車」として、自転車と類似の交通ルールとするのが適当であるとした。これにより、運転免許は不要となり、ヘルメットの着用は努力義務となる。ただし、安全性を確保するため、一定の年齢制限を設けることとした。

同報告書を踏まえ、警察庁は、道路交通法改正案を令和4年の通常国会に提出する方針であるとの報道がある⁷²。

イ 自動配送ロボット等の制度整備

(7) 現行法における位置付け

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、宅配需要が急増し、人手を介さない非接触型の配送ニーズが高まる中、無人の自動配送ロボットを活用した配送サービスの実現が期待されている。

自動配送ロボットの走行について、実証実験を行う場合、原則として道路交通法上の道路使用許可を受けなければならない。警察庁は、令和2年9月に公道実証実験手順を策定し、さらに、令和3年6月には、これまでの実績を踏まえ、実証実験の道路使用許可に係る審査を簡素化する基準⁷³を策定した。現在、自動配送ロボットについて、実用化に向けた実証実験が行われている。

(4) 多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会

我が国においては、自動配送ロボットの多くは、原動機付自転車や軽自動車等に当たるとされており、原動機を用いたモビリティ（移動手段）のうち、歩道を通行できるのは、身体障害者用の車椅子や歩行補助車等に限定されている。しかし、自動配送ロボットについては、その大きさや速度を踏まえると、周囲の交通に対する危険性も小さく、近年、産業界において、歩行者等の安全性確保に向けた自主的な取組もされている。

こうした状況を踏まえ、令和3年12月に取りまとめられた有識者検討会報告書⁷⁴は、最高速度と車体の大きさが一定以下の搭乗型移動支援ロボットや電動車椅子を「歩道通行車」と位置付けた。その上で、「歩道通行車」の要件を満たす「自動歩道通行車」については、遠隔での監視・操作を行う者がいるという条件の下、自動配送ロボットを含め、歩行者と同様、歩道等を通行することが適当であるとした。

ただし、「自動歩道通行車」は、無人自律走行であるため、行政機関が適切な行政措置（指導、命令等）を行うことができるよう、走行させる主体の氏名又は名称等を行政機関が把握できるような制度を設ける必要があるとした。

同報告書を踏まえ、警察庁は、道路交通法改正案を令和4年の通常国会に提出する方針であるとの報道がある⁷⁵。

⁷² 『読売新聞』（令3.12.23夕刊）

⁷³ 特定自動配送ロボット等の公道実証実験に係る道路使用許可基準（令和3年6月）

⁷⁴ 警察庁「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会 報告書」（令和3年12月）

⁷⁵ 『読売新聞』（令3.12.23夕刊）

8 行政手続におけるキャッシュレス化

(1) 行政手続における手数料の納付

行政手続における手数料等の納付方法としては、印紙による支払い以外は認められないものも多い。このような場合、国民は、申請等の窓口とは別の窓口で印紙を購入し、申請書等にそれを貼付した上で提出することを余儀なくされる。

デジタル手続法⁷⁶では、行政手続等をオンラインで行う場合、原則として、手数料をオンライン等により納付することができる旨規定しており（第6条第5項）⁷⁷、インターネットバンキングによる納付が可能である。また、国税、地方税、国民年金保険料等の納付については、クレジットカードによる支払いが可能である。しかし、窓口申請等の場合、印紙払い、金融機関等の納付証明書の提出が多く、クレジットカード払い等が可能なものほとんどない。

(2) 規制改革実施計画

令和3年4月27日に開催された第11回規制改革推進会議デジタルガバメントワーキング・グループでは、手数料の支払い方法の現状を踏まえて、①支払件数の多い手続について、オンライン納付（クレジットカード、インターネットバンキング、口座振替等の一つ以上）を導入する、②窓口の利便性向上として窓口における現金又はキャッシュレス（クレジットカード、電子マネー、QRコードの一つ以上）による納付を可能とするとの方針が示された。

同年6月1日、規制改革推進会議は、各ワーキング・グループの議論を踏まえて、「規制改革推進に関する答申」を取りまとめた。この中で、国民や事業者の利便性向上の観点から、①支払い件数が年1万件以上の手続等について、オンライン納付や窓口における現金又はキャッシュレス払いを導入すること、②次期通常国会にデジタル庁から行政手続の手数料等についてキャッシュレスによる納付を可能とする法案を提出することを提言した。これらは、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）にも明記された。

政府は、第208回国会（常会）に行政手続におけるキャッシュレス化を推進するための法案を提出する予定である。

II 第208回国会提出予定法律案等の概要

1 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（予算関連）

人事院の国会及び内閣に対する令和3年8月10日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の期末手当の額の改定を行う。

2 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（予算関連）

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の期末手当の額の改定を行う。

⁷⁶ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）

⁷⁷ 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室編著『逐条解説デジタル手続法』ぎょうせい（令和2年）97-98頁

3 国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

人事院の国会及び内閣に対する令和3年8月10日付けの意見の申出に鑑み、一般職の国家公務員及び防衛省の職員について育児休業の取得回数の制限を緩和するとともに、行政執行法人の非常勤の職員について介護休業の取得要件を緩和する。

4 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案（仮称）

国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針（仮称）を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、特定重要物資（仮称）の安定的な供給の確保及び特定社会基盤役務（仮称）の安定的な提供の確保に関する制度並びに特定重要技術（仮称）の開発支援及び特許出願の非公開に関する制度を創設する。

5 こども家庭庁設置法案（仮称）

心身の発達の過程にある者（以下「こども」という。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とするこども家庭庁（仮称）を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

6 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（仮称）

こども家庭庁設置法（仮称）の施行に伴い、児童福祉法その他の関係法律及び内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、所要の規定の整備を行う。

7 警察法の一部を改正する法律案（予算関連）

最近におけるサイバーセキュリティに対する脅威の深刻化に鑑み、国家公安委員会及び警察庁の所掌事務に重大サイバー事案（仮称）に対処するための警察の活動に関する事務等を追加するとともに、警察庁が当該活動を行う場合における広域組織犯罪等に対処するための措置に関する規定を整備するほか、警察庁の組織について、サイバー警察局（仮称）を設置する等の改正を行う。

8 道路交通法の一部を改正する法律案

最近における道路交通をめぐる情勢等に鑑み、特定自動運行（仮称）に係る許可制度を創設するとともに、特定小型原動機付自転車（仮称）及び遠隔操作型小型車（仮称）の交通方法等に関する規定並びに運転免許に係る情報の個人番号カードへの記録に関する規定の整備等を行う。

9 情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案（仮称）（予算関連）

国の歳入等の納付に係る関係者の利便性の向上を図るため、情報通信技術を利用して自ら納付する方法及び情報通信技術を利用して指定納付受託者（仮称）に委託して納付する方法による国の歳入等の納付を可能とするために必要な事項等を定める。

<検討中> 3件

- ・ 国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（仮称）
- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）
- ・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）

（参考）継続法律案等

○ 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた低所得者に対する特別給付金の支給に関する法律案（中谷一馬君外13名提出、第207回国会衆法第10号）

新型コロナウイルス感染症等の影響により所得が減少して経済的に困窮する低所得者がいるにもかかわらず、これらの者に対して必要な支援が行われていない現状に鑑み、その生活を支援するための特別給付金の支給に関し必要な事項を定める。

内容についての問合せ先 内閣調査室 尾本首席調査員（内線68400）
